

益城町つどいの広場事業（西部圏域）運営業務委託に係る公募型プロポーザル質問への回答（令和7年10月20日まで受付分）

項目 番号	書類等名称（項）	質問事項	回答
1	仕様書1ページ 1-(3) 開所日について	開所日は月曜日～金曜日となっていますが、祝日が入った場合4日しか稼働できません。他の休日に振り替えて5日稼働が必要ですか。	祝日がある週については、他の休日に振り替えて5日稼働する必要はありません。
2	仕様書1ページ 1-(4) 基本実施時間について	基本実施時間を8時30分～17時30分への変更は可能ですか。うち親子受け入れの稼働時間は9時30分～15時30分の6時間で大丈夫ですか。	基本実施時間を8時30分～17時30分へ変更することについては可とします。 親子受け入れの稼働時間は6時間以上の要件を満たしていれば問題ありません。
3	実施要領5ページ 11-(1)-エ	社会福祉法人であるため非課税となっています。そこで、代表者（理事長）の納税証明書の提出が必要ですが、提出必要な税を教えてください。	国税及び地方税（県民税、市町村民税）のうち、課税されているもの全てとなります。
4	益城町公告第54号 3ページ 6-(3)-オ	過去10年間の事業実績とありますが、事業計画書・報告書ともに莫大な枚数となるため、決算書10年分ですらよろしいですか。	決算書は収支状況を確認する書類であり、子どもを主体とする事業の実績把握ができる書類ではないことから、事業実績関連資料としては認められません。 書類の枚数が莫大となる場合、過去10年以内に2年以上子どもを主体とする事業の実績が確認できる部分※を抜粋するなどしていただき、ご提出ください。 ※事業報告書の主な事業内容や規模、利用人数等が確認できる部分等
5	益城町公告第54号 4ページ 8-(3)-イの最初の・	事業の運営方針と理念とありますが、母体である法人の運営方針と理念ということですか。それともつどいの広場事業での運営方針と理念ですか。	つどいの広場事業の運営方針と理念となります。

益城町つどいの広場事業（西部圏域）運営業務委託に係る公募型プロポーザル質問への回答（令和7年10月20日まで受付分）

項目 番号	書類等名称（項）	質問事項	回答
6	実施要領8ページ 15-(2)-表4	業務実績をどの程度有しているか・業務実績において、本業務で期待する事業成果をどの程度上げているかについて、まだ事業を実施していないのに何を根拠に実績の評価をするのですか。	つどいの広場事業に限らず、参加申出時にご提出いただく事業実績関連資料（過去10年間に2年以上子どもを主体とする事業の実績が把握できるもの）等をもとに評価します。
7	実施要領7ページ 14-(1)-ウ-※	西部圏域の運営場所は受託者が探して準備するという捉え方で間違いないでしょうか？ その場合、施設賃借料は委託料から支払い、運営を行うと捉えて間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	その他	西部圏域に備品リストが掲載されておりませんが、全て受託者が準備する必要があると考えるべきでしょうか？ それとも、現在ある備品を東部圏域と西部圏域で分配すると考えてよろしいのでしょうか。	西部圏域の備品は全て受託者にて準備いただきます。 東部圏域の備品を西部圏域に分配することはありません。
9	実施要領2ページ 6-表2 追加事業（地域支援）上限額について	① 委託料の追加事業について、実施回数や頻度についてはどの程度を想定されていますか。 ② 開所日が月曜～金曜とされていますが、地域住民や団体との交流促進を図る場合、閉所日とされている土曜日及び日曜日に開催する想定があってもよいですか。	① 表に記載の取組を事業者が実施回数等を決定して行っていただくことを想定しています。現時点で町で実施回数や頻度についての想定はしていませんが、今後、町と事業者とで協議の上決定する予定としております。 ② 閉所日とされている土曜日及び日曜日の臨時開所については、特に制限を設けることは行いませんが、開所日数が増加したことに伴う町からの委託料の増額はありません。

益城町つどいの広場事業（西部圏域）運営業務委託に係る公募型プロポーザル質問への回答（令和7年10月20日まで受付分）

項目 番号	書類等名称（項）	質問事項	回答
10	実施要領 4ページ 9-(3) 契約締結までのスケジュール について	契約締結後、業務開始準備期間中（運用開始前）に購入した備品等については経費計上が可能ですでしょうか。	業務開始準備期間中（運用開始前）に購入した備品等について、令和8年度に入ってから購入費用の支払いを行ったものは経費計上可能です。令和7年度中に購入費用の支払いを行ったものは経費計上不可とします。
11	仕様書3ページ 2-(8) 利用実績について	利用実績のなかで、出張つどいの広場の実績はどれくらいありますか（現在、地域共生センターカタルで実施しているつどいの広場以外の実績です）。	直近となる令和6年度の実績は、開所日数が年間34日、利用した親子171組、利用人数344人です。
12	仕様書5ページ 7 施設の職員配置について	① スタッフは直接雇用者に限りませんか。 ② 雇用保険適応等、雇用に関する条件がありますか。 ③ 一般社団法人として応募する場合、本社からの出向職員を充てるようなことは可能ですでしょうか。 ④ 施設管理者は非常勤でもよいでしょうか。	① スタッフは直接雇用者には限りません。 ② 雇用保険適用等、雇用に関する条件はありません。 ③ 可能です。 ④ 施設責任者は、常勤職員・非常勤職員の指定は特にありません。
13	仕様書6ページ 8-(5) 定期的な施設の安全確認	定期的な施設の安全確認について、具体的な点検項目および実施頻度の想定はありますか。また、その確認方法は内部確認でしょうか、それとも外部委託でしょうか。	具体的な点検項目及び実施頻度の想定はありませんが、主に子育て親子が利用することを鑑み、利用者の事故を未然に防止するよう点検の実施に努めてください。 確認方法は、内部のスタッフによる確認で構いません。また、専門の事業者等に外部委託を行うことについても妨げません。

益城町つどいの広場事業（西部圏域）運営業務委託に係る公募型プロポーザル質問への回答（令和7年10月20日まで受付分）

項目 番号	書類等名称（項）	質問事項	回答
14	仕様書7ページ 13 経理管理業務について	モニタリング・評価について ① 役場担当課との定期的なミーティングなどはどの程度の頻度で行われていますか。 ② 報告書は月次と年次という理解でよろしいですか。 ③ モニタリングは実施されますか。	① 令和7年度は月1回程度実施しており、令和8年度についても同様の頻度での実施を想定しています。 ② お見込みのとおりです。月次分は定期的なミーティングの際に提出をいただくことを想定しています。年次分は年度末に提出いただきます。 ③ モニタリングは、町が必要があると判断した場合には実施します。